

## 教育委員会会議録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時   | 平成 28 年 3 月 25 日（金） 午後 5 時 30 分から午後 6 時 50 分まで   |
| 2 | 場 所   | 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室   |
| 3 | 出席者   | 村松啓至教育長 杉本憲司委員 青島美子委員 田中さゆり委員<br>秋元富敏委員  |
| 4 | 出席職員  | 秋野雅彦教育部長 井下田覚教育総務課長 佐藤千明学校給食管理室長 中<br>村忠裕学校教育課長 伊藤八重子中央図書館長 大箸清雄文化財課長<br>神谷愛三郎スポーツ振興室長 |
| 5 | 傍 聴 人 | 0 人  |

### ●教育委員会が決定したもの

#### ○磐田市スポーツ推進計画の策定

##### <スポーツ振興室長>

はじめに、スポーツ推進計画の構成について説明し、そのあとに、内容について説明させていただきます。

それでは、計画の構成について説明します。「はじめに」には、計画策定の目的と体系について記載し、「第 1 章」には、推進計画の基本方針と、5 つの政策目標を記載しています。「第 2 章」には、第 1 章で定めた 5 つの政策目標について、現状の把握、課題の抽出、課題を解決するための方策をそれぞれ記載しています。「第 3 章」には、目指すべき数値目標を掲げ、5 つの政策目標について、それぞれ 4 つの具体的な施策を記載しています。「第 4 章」には、施策を推進するために必要な留意事項を記載しています。「資料編」には、スポーツ基本法、国のスポーツ基本計画、平成 25 年度に本市で実施した「市民スポーツ意識調査の結果」を資料として添付しています。

それでは、内容について、説明させていただきます。

磐田市スポーツ推進計画は、平成 23 年に制定されたスポーツ基本法、国のスポーツ基本計画を基に、本市に必要な項目は削除し、関連のある項目は、実情に合わせて、取り入れて作成しています。なお、本計画は、本市スポーツ推進の基本的な方向性を示した計画で、今後はこの計画を基に、具体的な事業を計画・実施・検証してまいります。

策定の経緯について説明します。合併後の磐田市では、これまで、スポーツ推進に関する計画が策定されていませんでした。また、平成 23 年にスポーツ基本法で、「県及び市は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されたことから、本計画を策定したところです。

なお、計画を策定するにあたり、平成 25 年度に市民 3,000 名を対象にアンケート調査を行ない、市民のスポーツに関する現状と課題を把握しました。平成 26 年度には、スポーツ関係団体の代表者、学識経験者、市民代表者など 14 名で組織する審議会を設置し、26 年度から 27 年度にかけて、7 回の審議のうえ、推進計画の内容を検討しました。

次に「基本方針と計画期間」についてですが、基本方針は、2行目から太字で記載しました「年齢や性別、障害等を問わず、市民一人ひとりが、関心、適性等に応じて運動・スポーツに参画することができる環境を整備すること」です。スポーツを「する人」、「観る人」、「支える人」が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができる環境を整えることを目指します。計画は今後10年間を見据えたものとし、平成28年度から概ね5年間の数値目標を設定して、施策と課題を整理しました。

次に「目指すべき目標」ですが、囲みで記載したとおり、「平成32年度までに、スポーツ実施率を55%以上」としています。なお、スポーツ実施率とは、週1回以上、運動・スポーツを行う成人の割合のことです。25年度のアンケート結果より、本市では、スポーツや運動が好きと回答した方が77%であることに對し、実際にスポーツや運動を週1回以上行っている方が44%であったことから、スポーツや運動に関心はあるが取り組めていない状況であることがわかりました。この結果から、現在の数値より概ね10%の向上を目指し55%としたものです。なお、国では、現状45.3%を、目標65%に、県では、現状41.4%を、目標50%に設定しています。

次に具体的な施策内容ですが、5つの目標を定めています。1つ目が、「子どもの運動・スポーツ機会の充実」です。そのために、「親子ふれあい体育教室」など、スポーツ推進委員による活動の充実や指導者の育成、障害のある子どもへ運動・スポーツ普及の取組など行っていきます。

2つ目が、「ライフステージに応じ誰もが運動・スポーツを親しむ機会の創設」です。そのために、子どもだけでなく、成人、高齢者、障害者に対しても、運動・スポーツへの関心を高め、親しんでもらえるようなイベントや大会の実施、ニュースポーツの普及、スポーツプログラムの検討を行います。

3つ目が、「運動・スポーツを支える団体、スポーツクラブの支援・育成」です。本市には、田原、竜洋地区に総合型地域スポーツクラブが設立されています。見付地区や静岡産業大学でも、新たなクラブの設立が準備されています。これらの団体の設立や運営を支援し、市内各地でスポーツの充実を図るとともに、28年度から中学生を対象とした磐田スポーツ部活を、市・体育協会・大学・民間企業が協力して立ち上げてまいります。また、スポーツのまちづくり磐田ボランティアクラブなど、スポーツを支える人が活躍できる場を調査し、活動を広げていく予定です。

4つ目が「トップレベルのスポーツを体感する機会の創設」です。本市においては、ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦事業をはじめとした事業を行っています。本年度には、合併10周年事業として、バレーや陸上、卓球などのトップレベルの選手による講習会やイベントを実施しましたが、今後も継続的に実施できるよう検討してまいります。またラグビーワールドカップやオリンピックの開催に向けた機運醸成事業を近隣市と連携し実施するとともに、サーフィンの全国大会、国際大会を豊浜海岸に誘致し、体感するスポーツの充実とスポーツによる地域づくりを図ってまいります。

5つ目が「運動・スポーツ施設の設備・充実」です。本市には48の社会体育施設がありますが、体育館などの建物の多くは20年以上が経過しているため、毎年多額の修繕費

を必要としています。また、以前は盛んだったスポーツが今ではあまり見かけない、一方グランドゴルフやフットサルなど新しいスポーツが盛んになるなど、スポーツのニーズも変化しています。これらのことから計画的な施設の改修や、施設の統廃合を含めた施設の再配置、スポーツニーズを踏まえた施設の運用を進めてまいります。

最後に、施策を総合的・計画的に推進するために、次の3点に留意して取り組むこととしました。1つ目が「情報の発信とニーズの把握」、2つ目が「市民・団体・事業者と行政との連携・協働」、3つ目が「計画の検証と見直し」です。今後は、このスポーツ推進計画を基に、スポーツ推進審議会でご意見をいただきながら、具体的な事業の立案・実施の検証・見直しをしてまいりたいと考えています。以上です。

<質疑・意見>

- 中学生を対象とした新たな枠組みの公設部活の設置とありますが、まだ実際にはこの会では触れていないわけですが、方向性について御説明いただけますか。
- 新たな枠組みの「公設部活」について、今構想で申し上げました磐田スポーツ部活を、前回の委員会のときに県の委託事業として磐田市で実施すると簡単に説明しましたが、運営については説明していなかったもので、説明いたします。

まず事業期間ですが、県の委託事業としては、28年度からの3年間になります。「公設部活」は、例えば学校部活は、男子バレー部は中学校10校のうち3校しかなく、残りの7校でバレーボールをやりたいという男子生徒のために、磐田市で男子バレー部を作って、生徒を集めて部活を実施していこうというものです。あわせて、専門的な指導を行うために、トレセン的な「スポーツ塾」を週1回程度実施したり、トランポリンなどの普段体験できないようなスポーツについて「体験教室」を年に数回行ったりする3つの枠組みで磐田スポーツ部活を今のところ検討しています。課題は、中体連の大会に出場するためには、いろいろな要件に適合させる必要があるもので、3年間の試行期間の中で社会体育寄りにするのか学校部活に近づけるのかという検証をしながら、進めていく予定です。当面はラグビーと陸上を実施する予定です。なぜラグビーかと言うと、磐田市にはヤマハ発動機ジュビロラグビー部があり企業の協力が得られる、あるいは静岡産業大学があり幼児教育や器械体操に協力が得られるという環境があり、磐田市がモデル地域として県の委託事業で選定された経緯があるので、試行のモデルの一つとしてラグビーが取り入れられました。陸上では、現在、トレセン的な活動で部活動が休みの毎週水曜日に、磐田市陸上連盟が指導しているという実績があるので、それを核として広げて部活的なものとして何か課題がないかと検証していく予定です。課題が多くあるので、またこの場でみなさんに御相談をかけたいと思います。

- もう少し具体化したら話を教えてください。とにかく、陸上とラグビーを来年度試行で始めていきます。
- スポーツ基本法とスポーツ基本計画の中に、「個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動」がスポーツだと定義しています。磐田市スポーツ推進計画の中に、子どもの運動・スポーツ機会の充実とありますが、運動とスポーツの両方を載せていることはどのような違いがあるのでしょうか。

- 私どもの認識の中で、「相手・ルールがあり実施するもの」をスポーツと定義しています。運動は、例えば散歩などのように「決まったルールがなくて実施するもの」を呼んでいます。
- 「個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動」の中の「その他の身体活動」が運動と捉えればいいのだとすると、全てスポーツでいいのではないのでしょうか。
- スポーツというと、競技的な色合いが強いと思います。それだけではなくて、子どもも成人も、ニュースポーツのような競技性の少ない生涯スポーツ、まずは体を動かしましょうというものを運動と考えておりますので、磐田市のスポーツ推進計画の中では、運動とスポーツの両方を取り入れていくという考えであります。
- はい、わかりました。
- 健康増進の意味合いが運動と磐田市の中では考えているということですね。

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

#### ○磐田市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

##### <教育総務課長>

平成 28 年 4 月 1 日からの磐田市教育委員会事務局の組織改編に伴う関係条文の整備から本規則を改正するものです。教育総務課内に学府一体校推進室を設置します。その関係で関係する事務分掌を追加する規則改正です。施行日は平成 28 年 4 月 1 日です。主に学府一体校推進室の事務分掌として、(1) から (6) を行っていきます。以上です。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

#### ○行政不服審査法改正に伴う教育委員会規則の一部を改正する規則

##### <教育総務課長>

平成 28 年 4 月 1 日施行の行政不服審査法の改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。本議案は、行政不服審査法の改正に伴う教育委員会規則の改正です。改正行政不服審査法については、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。これに伴いまして、規則についての所要の改正を行うものです。行政不服審査法は、行政処分に関し行政庁に不服を申し立てる制度です。国民が見直しを求め、公平性の向上等の観点から制定後 50 年ぶりに抜本的な見直しが行われることとなりました。主な改正点は 2 点、第 1 に不服申し立ての手続きを審査請求に一元化します。これまで異議申し立ての制度はありましたが、異議の申し立てでは処分を行う行政庁から説明を受ける機会が与えられていないという課題がありましたので、今回から異議申し立てをなくして、審査請求に一元化するものです。

また第2に、審査請求することができる期間を現行の60日から3か月に延長するものです。なお今回の改正によって、市長部局については審理委員による審理手続き、第三者機関への諮問手続きが導入されます。教育委員会などの行政委員会については、委員で構成される合議体で、公正かつ慎重な判断が制度的に担保されていますので、これらの制度の適用除外ということです。

それでは改正する教育委員会規則ですが、3本です。主な改正点ですが、磐田市県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則について、第2条第5号の不服申立人を審査請求人に改正します。次に磐田市立小中学校通学区域規則についての第2条関係の様式第3号の審査請求期間の60日以内を3か月以内とし、異議申立の文言を審査請求に改めます。また磐田市香りの博物館条例施行規則についても同様に、第3条関係の様式第4号の改正です。以上です。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

## ○磐田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

### <学校教育課長>

学校教育法施行規則第50条に準じて、管理規則を改正するものです。要旨は、小・中学校教務主任、学年主任等各主任の中に、今まで外国語活動主任が含まれていました。外国語活動については小学校のみで、中学校においては英語主任がおりますので、その関係でそこを整理したものです。(2)として新たに小学校外国語活動主任を追加したものです。以上です。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

## ○磐田市語学指導を行う外国青年就業規則の一部を改正する規則

### <学校教育課長>

磐田市語学指導を行う外国青年就業規則の勤務成績の評定という文言を人事評価に改正するものです。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

## ○学校薬剤師の解職及び委嘱

### ＜学校教育課長＞

磐田南小、磐田南幼稚園の薬剤師橋本久敬様が一身上の御都合で辞退されるため、新たに青山淳一様を委嘱していくものです。以上です。

＜質疑・意見＞

なし

＜議案の承認＞

一同同意

審議の結果、議案第 17 号は原案どおり承認された。

## ○平成 28 年 4 月 1 日付け人事異動（教育委員会関係）

### ＜教育総務課長＞

平成 28 年 4 月 1 日付け人事異動のうち教育委員会関係について、報告し、承認を求めるものです。教育総務課です。菌田欣也課長補佐が昇格し教育総務課長に、児童総務グループの青井拓司主任が県教育委員会教育総務課へ、教育総務課長井下田覚が豊田支所へ転出です。新たに転入してくる者は、28 年度新たに設けられます学府一体校推進室の室長として秘書政策課文化・体育施設等整備室から伊藤道明主幹が転入です。施設管理グループから原隆秀主任が推進室に配置変更となります。児童総務グループには、部付主査として職員課の清水大輔主任が昇格して転入、グループ長となり、鈴木由浩副主任が昇格して主任に、新規採用の大石玲子主事が新たな配属です。

次に学校給食管理室においては、松下三津子管理グループ長が退職、市民課から山内恵理課長補佐が主幹兼グループ長として転入します。また小中学校の調理士の関係では、磐田西小の山口美奈子副主任調理士が退職、磐田中部小の石黒陽子調理士が副主任調理士に、配置変更としましては、磐田南小の長岡智子副主任調理士が磐田中部小へ、磐田中部小の水畑美穂調理士が磐田南小へ配置変更となります。なお退職に伴う正規職員の採用は行わず、嘱託職員の任用で対応していきます。

次に学校教育課です。中村忠裕学校教育課長が東部小学校長に、袴田恭紹指導グループ長が浜松市立砂丘小学校長に、伊藤一司教育支援グループ長が豊田南中学校教頭に、指導グループの安藤佐織指導主事が富士見小学校主幹教諭として異動となります。新たに学校教育課長には、豊田中学校の山本敏治校長が入ります。福田中学校の太田勝久教諭が指導主事として支援グループに、磐田北小学校の中安恵一教諭が指導主事として教職員グループに、磐田西小学校の袴田美穂教諭が指導主事として指導グループに配属となります。課内では指導グループ長に教職員グループの小沼裕樹指導主事が、教育支援グループ長には佐藤文宣指導主事がそれぞれ配置されます。

次に図書館関係です。杉本定司福田図書館長、中央図書館の青島竜二管理グループ長、豊岡図書館の田中明美副主任が退職されます。また中央図書館の木村弘之主任が文化財課

へ異動となります。新たに転入する者は、医療支援課から大津直久課長が福田図書館長に、文化振興課から横井暁子主任が豊田図書館に、医事課から田中ます美副主任が中央図書館に転入となります。配置変更としては、豊岡図書館の伊藤篤和館長が中央図書館の主幹兼館長補佐となり、伊東直久館長補佐が主幹に、福田図書館の村松千津子主任が中央図書館に、豊田図書館の平野義久主任が福田図書館に、中央図書館の高橋潤副主任が豊岡図書館に配属になります。

次に文化財課関係です。大箸清雄課長と安藤寛主査が退職されます。他部局への異動は管理グループの飯田訓子副主任が3月の併任辞令が解かれ、福祉課へ異動となります。新たに転入する者は、健康増進課から高梨恭孝課長が文化財課長に、中央図書館の木村弘之主任と幼稚園保育園課の鈴木恵副主任及び1月に併任辞令により財政課から調査グループに配属となった渡邊武文副主任の3名が調査グループに転入となります。また調査グループの土居みのり副主任が管理グループに配置変更です。

最後に補助執行部分で、教職員の関係ですが、市民活動推進課の沢田千菊指導主事が長野小学校へ、それに代わりまして磐田北小学校から西垣康子教諭が指導主事として配属となります。また豊田東幼稚園の寺井啓高園長が豊岡北小学校の校長となり、磐田中部小学校の渡邊真巳教頭が青城幼稚園長として配属となります。以上です。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第18号は原案どおり承認された。

### ○磐田市指定有形文化財の解除（淡海国玉神社 社殿）

### ○磐田市指定有形文化財の指定（淡海国玉神社 幣殿・拝殿）

#### <文化財課長>

議案説明の前に、解除と指定に関してその経緯と内容について説明します。淡海国玉神社は、旧見付学校のすぐ東側の神社です。本件は磐田市文化財保護条例の規定に基づいて、文化財の指定あるいは解除するものですが、淡海国玉神社は従来本殿、幣殿、拝殿の3つの建物で構成されていましたが、一括して社殿という名前で標記してまとめた形で市の指定となっていました。そのうち本殿のみが平成27年12月8日に県指定文化財に昇格したことから、本市の対応として一旦全体として標記していた社殿の指定を解除し、改めて残された幣殿、拝殿を市の指定とするものです。これにより建物ごとそれぞれに指定する形態をとる形をとりました。

議案第19号では、解除について説明します。文化財保護条例第5条第3項の規定によって、淡海国玉神社社殿を解除します。

関連して議案第20号ですが、同条例第4条第4項の規定によって、淡海国玉神社幣殿、拝殿を指定します。幣殿は、神饌所を含んで幣殿として指定します。また拝殿は単独拝殿として指定となります。倉庫は指定範囲外とします。以上です。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第 19 号、議案第 20 号は原案どおり承認された。

## ○磐田市指定有形文化財の指定（遠江秋鹿家関係資料）

<文化財課長>

磐田市文化財保護条例第 4 条第 4 項の規定により、遠江秋鹿家関係資料を指定します。

はじめに、指定に関わる経緯、内容について説明します。秋鹿家は代々府八幡宮の神官を務めたほか、近隣の代官などに従事した家柄で、徳川家康に命じられて御殿の地を献上するなど、磐田市きっての名家です。現在の住まいは新しくなりましたが、磐田市中泉に関係者がお住まいになっていて、秋鹿家に伝わる数多くの備品などが管理されています。今回市の指定となる秋鹿家所蔵の関係資料は大変多くの工芸品と古文書、絵図などに区分され、工芸品については、安土桃山期から江戸期にかけて製作されたと思われる質の高い工芸品が、また古文書・絵図にあつては建武元年(1334年)、今川家初代当主の今川範国に関する奉免状をはじめ、当時の支配体制の変遷を知るうえで大変貴重な資料 115 点など歴史的資料として指定することになりました。工芸品については、竹尻籠（たけしこ）、床机（しょうぎ）、軍扇（ぐんせん）などの入れ物やその本体 10 品目 15 点を指定します。文書については、建武元年から 680 年余の昭和 59 年までの 115 点、なかでも今川家、あるいは足利尊氏に関する文書、年貢勘定目録さらには今之浦あるいは八幡宮に関する絵巻など大変貴重な歴史的資料となっています。以上です。

<質疑・意見>

- この資料はかなり歴史的価値があるのですか。
- 専門委員の調査をかけて、とりあえず市の指定ですけれど、これは県指定レベルのものだと言われていています。秋鹿家は、旧磐田市においては 700 年近い歴史のある中でちゃんと家系が残っていて、文書が残っている中では、本当に歴史的に貴重な資料です。そういう家柄で引き継がれた経緯があります。
- 磐田市はそういう貴重な資料がたくさんありますね。福田町史にも、検地について 200 年に渡ってほぼ完璧な資料が残っていると記載されていて、これは全国的に珍しいことだそうです。

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第 21 号は原案どおり承認された。

## ●各課から報告したもの

### (1) スポーツ振興室

磐田市サーフィン競技大会開催事業費補助金交付要綱の概要について説明します。サ



サーフィンは若者に人気のあるマリンスポーツで、東京オリンピックの追加種目候補にも選ばれています。本市においては、福田の豊浜海岸でサーフィンが行われており、雑誌にも掲載されるほど隠れたメッカになっています。東西にある堤防やサンドバイパスなどにより年間を通して安定した波が発生するため、大会の開催地としても適しています。平成26年と27年においては、全日本ジュニア・マスターズ選手権が開催されました。今年の5月には、大会クラスを1つ上げた全日本級別選手権大会の開催が決定しています。そして来年には、全国選手権、世界大会の誘致も検討されています。これらの大会は、日本サーフィン連盟静岡3区支部の誘致活動によるものですが、大会を開催する部分でスポーツをする、見る、支えるを実践することになり、市の活性化やシティプロモーションにも繋がることから、大会の補助を行うため、交付要綱を制定したものです。補助対象の大会は、全日本の各大会やWQSと呼ばれる世界大会で、交付対象者はこれらの大会の誘致実施主体である日本サーフィン連盟静岡3区支部を想定しています。なお28年度については、全日本級別選手権大会の開催補助金として25万円を予算計上しています。

今年のジュビロ磐田小学生一斉観戦ですが、5月21日土曜日を予定しています。教育委員の皆様には子どもたちの様子を是非御覧いただきたいと思っています。席を用意させていただきますので予定をしておいてください。近くなりましたら御案内します。

<質疑・意見>

なし

## (2) 教育総務課

磐田市放課後子どもプラン推進事業運営委員会設置要綱の一部改正について、本改正の趣旨については、平成19年に国が策定した「放課後子どもプラン推進事業」の方針を受けて、本市でも「磐田市放課後子どもプラン推進事業運営委員会」を設置し、放課後児童クラブと放課後子供教室の運営について、関係者に参加していただき意見交換を行ってきました。平成26年7月に、国が全ての就学児童を対象に放課後等で安全・安心に過ごし、多様な経験・活動ができるように、クラブと教室の一体型を中心とした整備を推進することを「放課後子ども総合プラン」として定め、その中で市町村は運営委員会を設置することとされており、その設置にあたり本市では既存の「磐田市放課後子どもプラン推進事業運営委員会」におけるこれまでの協議内容等を活用していくため、この名称を「磐田市放課後子ども総合プラン運営委員会」に改正して進めていきたいと考えています。

また、文部科学省での「子ども」表記を漢字に統一したことにより、放課後子ども教室の「子ども」の部分の漢字表記に改正するものです。

続いて、磐田市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部改正についてです。これについては、国・県の交付基準額の改正に伴って民間が放課後児童健全事業を行った際に補助金として交付する市の基準額を改正するものです。基本額が、これまでは平均登録児童数によって基本管理運営費としていたものが、児童数によって基本額を算出

するようになりました。公示の日から施行で、平成 27 年度分からの適用になります。

次に月例報告です。日東工業株式会社様から一昨年、昨年に続いて本市の教育振興に役立てていただきたいということで 300 万円の御寄付をいただきました。今後有効に活用できる教材など現場の声も聞きながら検討していきたいと思えます。

<質疑・意見>

なし

### (3) 学校給食管理室

月例報告の実施済主要事業として、「平成 27 年度第 2 回学校給食関係職員全体研修会」についてですが、3 月 23 日水曜日の午後 2 時から、ワークピア磐田の多目的ホールで開催しました。当日は、各学校給食センター及び単独調理場に勤務する栄養教諭や学校栄養職員、調理職員のほか、給食調理等の委託業者など 178 名が参加しました。

研修の内容については、まず、県学校給食会より紹介・斡旋を受けた、食品衛生の分野で専門的な集合教育を行っている、サラヤ株式会社名古屋営業所の食品衛生サポート部拠点長の篠崎様を講師に「調理場における清掃と洗浄・消毒のポイント」と題して講演をいただいたほか、磐田市立総合病院の村木臨床心理士から「心の栄養」について講話をしていただきました。報告は以上です。

<質疑・意見>

なし

### (4) 学校教育課

小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の一部改正に伴って、磐田市立小・中学校処務規程に、「小中一貫教育」の文言を付け加えました。2 番の所掌事務においても、「小中一貫教育に関すること」を入れました。

2 月 25 日、ふるさと礎プランの本年度最終の研修会を実施しました。ふるさと礎プランについては、嘱託指導主事がマンツーマンで研修を進めるとともに、指導教員が授業を見せたり見たりして、他市と比べて大変手厚く研修を進めています。1 年間の振り返りをレポートでまとめながら、そのレポートを基にグループで自分たちの振り返りをして、大変実りある時間となりました。

予定事業です。3 月 28 日、来年度新規採用教員、市費負担教員、県費臨時講師を対象に事前の学級づくり研修会を実施していきます。主なメニューは、小学校・中学校の教員各 1 名ずつが講師として学級づくりのノウハウについて、また学級づくりで大切にしていきたいことなどについて講話をしていく予定です。

<質疑・意見>

○ 学級づくり研修会についてですが、新規採用の教員は年に何回、またどれくらいの研修期間を予定しているのですか。

○ 県費の新規採用教員は条件付きで 1 年間任用します。新規採用教員の研修制度があって、県が中心となって国が決めたメニューで行います。市費負担と県費臨時講師に

については、法的な縛りが無いので市単独でふるさと礎プランを立ち上げて、新規採用教員に負けないような資質を高める取組をしています。

- 4人の嘱託指導主事が学校を訪問して、実際に授業を見て指導をしています。ふるさと礎プラン研修会は年間何回ありますか。
- 年間3回です。
- 初年度でその研修は終わるのですか。
- 正規の職員については、2年目も研修があります。しばらくおいて5年経験研修、10年経験研修があります。市費負担教員や県費臨時講師については、資質・能力を校長が判断して、2年目・3年目も上げてもらって、嘱託指導主事が力量に応じた指導をしています。実際一日張り付いて、子どもたちと一緒に過ごし、対話をしながら進めています。
- ありがとうございます。

### (5) 中央図書館

重点事項の予定事業として、ブックスタート事業について説明します。ブックスタートは、赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときがもたれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動です。磐田市では、各地域の離乳食教室において、3～5か月児を対象に、図書館職員が出向き、メッセージを添えて絵本を手渡す活動を定期的実施しています。平成28年度は磐田地区はiプラザ、福田・竜洋地区は急患センター、豊田地区は豊田支所、豊岡地区は豊岡総合会館を会場として開催される離乳食教室において、その地域に住む全ての赤ちゃんに、絵本を入れたブックスタート・パックについてメッセージを伝えながら配布します。平成28年度は約1,400人を対象と考えていて、各地区合計54回の開催予定となっています。トートバックの中に、絵本1冊、イラストアドバイス集、図書館利用案内、図書館カレンダー、利用カード申込書などを入れて手渡しています。なお、離乳食教室を欠席した方には、図書館からフォローアップの日程を通知して、図書館での「ブックスタートの会」に参加していただいています。また、これにも参加できない方には、通知の葉書を図書館に持参していただければ、個別にその都度、主旨説明を行い、バックを手渡しています。こうした取組の結果、現在磐田市では対象者の8割を超える赤ちゃんの保護者に絵本を手渡すことができています。平成28年度も磐田市で生まれ育つ赤ちゃんの保護者に対して、きめ細やかな啓発活動を継続して実施していきます。以上です。

<質疑・意見>

なし

### (6) 文化財課

第2回文化財保護審議会ですが、今回の審議会では、淡海国玉神社の拝殿・幣殿及び秋鹿家所蔵品について市指定文化財とする答申がありました。また、文化庁の直轄事業の文化遺産保存事業の市が定める選定基準についても承諾をいただくことができまし

た。

第1回遠江国分寺跡整備委員会ですが、本年度検討を進めてきた整備基本計画について審議していただき、概ね了解を得ることができました。実際の整備に向けて大きく前進することができたと思っています。今後、県への報告、国との協議など順次整備のための作業に取り組んでいきたいと考えています。

予定事業については、歴史文書館第16回企画展ですが、本企画展は4月16日から24日までの2週間、中央図書館において開催するものですが、今年の1月12日から2月26日まで行われた歴史文書館での開催した内容と同様の展示です。テーマを「家康と磐田」と題し、徳川家康が磐田に関わった時代を文書や古記録などを使って紹介していく展示となります。

次に、国分寺公園の草刈作業ですが、委員会として例年実施していますが、28年度も各課の協力を得て実施したいと思います。

<質疑・意見>

なし